

四日市市告示第176号

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱（平成15年四日市市告示第95号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成28年3月31日</u> 限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年 3月 31日から施行する。

（都市整備部都市計画課）